

- [制度・統計関連](#)
 - [日本の不法残留者数の推移](#)
 - [「在留特別許可」許可者数の推移](#)
 - [諸外国での一般アムネステイ](#)
 - [諸外国での主な在留特別許可の要件](#)
- [国会での質疑関連](#)
 - [不法滞在者・非正規滞在者の呼称問題](#)

制度・統計関連

日本の不法残留者数の推移

1990年 106,497人
 1991年 159,827人
 1992年 278,892人
 1993年 298,646人
 1994年 293,800人
 1995年 286,704人
 1996年 284,500人
 1997年 282,986人
 1998年 276,810人
 1999年 271,048人
 2000年 251,697人
 2001年 232,121人
 2002年 224,067人
 2003年 220,552人
 2004年 219,418人
 2005年 207,299人
 2006年 193,745人
 2007年 170,839人
 2008年 149,875人
 2009年 113,072人

出展：法務省入国管理局資料

「在留特別許可」許可者数の推移

年度	退去強制手続き数	在留許可者数総数	(内訳：不法入国)	(内訳：不法残留)	(内訳：刑罰法令違反等)
1980	723人	211人	394人	118人	
1985	511人	135人	129人	247人	
1986	621人	168人	165人	288人	
1987	14,194人	459人	105人	128人	226人
1988	17,926人	486人	111人	136人	239人
1989	22,668人	432人	74人	137人	221人
1990	36,245人	446人	89人	149人	208人
1991	35,977人	408人	64人	184人	160人
1992	67,776人	482人	53人	368人	61人
1993	70,243人	465人	67人	344人	54人
1994	65,765人	612人	92人	480人	40人
1995	55,241人	849人	167人	632人	50人
1996	1,468人	279人	1,140人	49人人	
1997	1,406人	220人	1,129人	57人	
1998	2,497人	497人	1,904人	96人	
1999	55,167人	4,318人	1,018人	3,219人	81人
2000	51,459人	6,930人	1,647人	5,116人	167人
2001	40,764人	5,306人	1,369人	3,743人	194人
2002	41,935人	6,995人	1,068人	5,726人	201人
2003	45,910人	10,327人	1,374人	8,743人	210人
2004	55,351人	13,239人	2,188人	10,697人	354人

2005	57,172人	10,834人	2,077人	8,483人	274人
2006	41,935人	9,360	人	人	人
2007	45,910人	7,388人	人	人	人

出展：法務省入国管理局資料

<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>

諸外国での一般アムネステイ

国名	年度	人数	条件
アメリカ	1987-88	270万人	1982年1月1日以後継続居住/前年90日以上農業従事者に短期滞在許可（半年後に永住許可）
アメリカ	1997-98	41万人	中米と東欧の出身者/1995年以前に入国のハイチ人/2年以上滞在のニカラグア人/キューバ人
フランス	1981-82	13万人	1981年1月1日以前に入国、安定雇用を前提に永住許可
フランス	1997-98	8万7000人	7年以上居住の家族/雇用申出があり5年以上居住の家族などに永住許可
イタリア	1987-88	11万8700人	1987年1月27日以前に入国、雇用、身元引受人を条件に短期就労許可
イタリア	1990	23万5000人	1989年12月31日以前に入国した労働者と学生に2年の滞在許可
イタリア	1995	23万8000人	社会保障費を3ヶ月以上払い、過去6ヶ月の雇用/雇用申出のある者に1ないし2年の滞在許可
イタリア	1998	19万3200人	1998年3月27日以前に入国、雇用を条件に短期滞在・就労許可
イタリア	2002	63万4700人	年金保険料を3ヶ月納付し、雇用契約を条件に1年の滞在・就労許可
スペイン	1985-86	2万3000人	1985年7月24日以前に入国、雇用申出のある者に1年の滞在許可（雇用を条件に延長可）
スペイン	1991	10万9000人	注釈 参照
スペイン	1996	2万1300人	1996年1月1日以前に入国の家族/同年5月後の滞らないし就労許可者に5年の就労許可
スペイン	2000	15万3000人	注釈 参照
スペイン	2001	22万1000人	2001年1月23日以前に入国し、労働市場に編入/国民または正規滞在者の家族に1年の滞在許可
スペイン	2005	57万3000人	2004年8月7日以前に住民登録した者/社会保障費を払い、過去1年間に入管法違反がない者に労働許可
ポルトガル	1992-93	3万8000人	注釈 参照
ポルトガル	1996	3万1000人	注釈 参照
ポルトガル	2001	17万人	入国・雇用を条件に1年の滞在許可（4回の更新後に自動的に永住許可）
ギリシャ	1997-98	37万人	注釈 参照
ギリシャ	2001	22万8000人	以前に正規の在留資格/正規化法施行以前に1年以上の滞在
ギリシャ	2006	不明	2005年8月23日以前に正規の在留資格があった者/同年1月1日以前に入国した者
ベルギー	2000	4万7000人	注釈 参照
ルクセンブルク	2001	2000人	注釈 参照
オランダ	1975	1万5000人	1974年11月1日以前の入国後継続雇用等を条件に事実上の永住許可
カナダ	1973	3万9000人	1972年11月1日以前に入国、安定雇用を条件に永住許可
オーストラリア	1980	1万人	1980年1月1日以前に入国して同年6月19日に滞在する者に永住許可
ニュージーランド	2000	5000人	5年の滞在/国民の配偶者や親に滞在許可
マレーシア	1991-92	44万2000人	家政婦・農業・建設業などの不法就労者の登録義務（20%だけが労働許可申請）
マレーシア	1996-97	42万3100人	1994年1月7日以前入国の不法就労者の登録義務による2年の労働許可（1年の更新可）
タイ	1996	37万2000人	水運業・製造業の不法就労者の登録義務による2年の労働許可
韓国	1992	6万1000人	工場労働者に短期滞在許可とその更新
韓国	2003	18万	3年未満の滞在者に2年の労働許可
アルゼンチン	1974	15万	1974年1月1日以前に入国
ベネズエラ	1980-81	27万5000人	1978年1月1日以前に入国

注釈：1985年7月24日以前に入国の自営業者/1991年5月17日以前入国の継続居住者・勤労者・自営業計画者（および家族）/庇護希望者に3年の滞在許可

注釈：1999年6月1日以前に入国、過去3年間の滞在許可または就労許可の取得または申請者に1年の滞在就労許可

注釈：1986年6月1日以前に入国したポルトガル公用語国の国民/1992年4月16日以前に入国、生計維持能力のあるその他の国民に短期滞在許可

注釈：1995年12月31日以前に入国したポルトガル語会話圏の国民/1995年3月25日以前入国の他のEU以外の国の国民に短期滞在許可

注釈：1997年11月27日以前の入国を条件とした前段階の6ヶ月の在留のみ正規化（ホワイトカード）は37万（非専門職労働者の40労働日数相当分の所得・1998年6月1日以来の就労を条件としたグリーンカードは22万）

注釈：庇護申請後4年（学齢期の子供がいれば3年）の決定放置/送還困難/重病/6年（学齢期の子供がいれば5年）の居住を条件に長期滞在許可

注釈：1998年7月1日以前に入国した者/2000年1月1日以後就労していた者/同日以前に入国したコソボ難民に6ヶ月の滞在許可（雇用を条件に長期滞在許可）

出展：「在留特別許可と日本の移民政策」p.44-45

諸外国での主な在留特別許可の要件

国名	条件
アメリカ	10年以上居住、善良、退去強制がアメリカ国民または永住者である家族によって非常な困難（注）
フランス	(1)10歳より前から居住する未成年者(2)10年以上居住する者
イギリス	(1)7年以上居住している若い子供のいる家族(2)14年の居住
オランダ	6年継続居住・就労・税金・社会保険料の支払い(2)3年以上居住許可の決定放置
ドイツ	拒否された庇護希望者のみの制度だが、不法滞在者も庇護申請できるので使用可能（注）

注：72年1月1日以後、継続して居住し、善良であれば、非常な困難の証明不要

注：(1)90年7月1日以前に入国した未成年の子供のいる家族（所得、住宅、無犯罪など）(2)87年1月1日以前に入国した独身者と子供のいない夫婦等

出展：「超過滞在外国人と在留特別許可」p.58

国会での質疑関連

不法滞在者・非正規滞在者の呼称問題

参 - 法務委員会 - 15号 平成21年07月07日

松浦大悟君 そうであります、先ほど大臣は、テロ対策のために非正規滞在者が大変肩身の狭い思いをしているというのはいささか言い過ぎではないかという発言がありましたが、そうではなくて、やはりテロ対策も目的の中に含まれており、こうした在留カードとのリンクが今後検討されていくのであろうということ推測せざるを得ません。

ここにばかりとどまっているわけにもいかないので質問を進めますが、不法滞在という用語の使用についてお答えいただきたいと思ひます。

私は、この用語、法務省は大変安易に使っているのではないかと思います。例えば、一九七五年の国連総会は、不法なという言葉は常に移民に罪があるような印象を与えるため、国連の公式文書では非正規若しくは証明書を持たないという用語を使うように決議しています。また、一九九四年の人口と発展に関する国際会議では、証明書を持たない移民又は非正規移民は、入国、滞在又は経済活動の行使について到着国で定められた要件を満たさない人と定義がされています。

そこでお尋ねしますが、法務省はこうした国際機関の定義や決議をこれまでどのように受け止めてきたのか、国連では使われなくなった不法滞在という言葉をあえて使い続けるということについて内部で検討したことはあるのか、その経緯と、不法滞在という言葉国連の用語に変える考えはあるか否かについてお答えいただきたいと思ひます。

政府参考人（西川克行君） まず不法滞在という言葉でございますけれども、入管法上の定義がなされた言葉ということではございませんで、例えば不法入国であるとか不法残留であるとか、入管法に違反する行為をもって在留している方を総称して不法滞在という呼び方をしているということでございます。これらのいずれにつきましても入管法上の罰則の対象になっているということで、不法という表現をしているということでございます。

それから、国連の用語でございますが、確かに記録をされていない、アンドキュメンテッドという言葉を使ったりイレギュラーという言葉を使っている場合もあるというふうに承知しておりますが、他方、イリーガルミгранトと、イリーガルという言葉を使う場合もございますので、必ずしも国連の内部で不法滞在という言葉を使わないということが統一されているという理解を私どもはしておりません。

それから、今まで不法滞在者について他の呼び方を検討したことは部内ではございませんでした。

松浦大悟君 こうした用語の使い方には国の姿勢が表れます。政府がどのような立場で外国人を取り扱っているのかということが透けて見えるわけです。今の政府参考人の話でいけば、日本は国際標準に改めるつもりはないということ改めて宣言をされた、独自路線を突き進むということ宣言されたというふうな受け止められてしまいました。これは大変残念なことだというふうに私は考えています。是非とも法務省の中で国際標準に改めるべく議論をしていただきたいと思ひます。

大臣はこの不法滞在という用語についてどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。これを使っているのは本当に恥ずかしいことでありまして、日本の国益にも大変大きな影響を与えると私は考えております。日本という国が本当に包摂的な、いろんな多文化共生社会を目指している、そういう国であると世界に向けてアピールするならば、まずはこの用語の改正から行わなくてはならないと思ひますが、大臣はどうでしょうか。

国務大臣（森英介君） 一つの御意見として承りますが、私は、やはり不法滞在者というのは不法滞在者であることは間違いないのでございまして、先ほど局長が御答弁したとおりでございます。